

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和3年度報告)

石川県

1 被害防止計画の作成数、特徴等

被害防止計画は県内の全19市町が作成し、全ての市町でイノシシを対象としており、加えてサル、クマ、シカ、中型獣類、鳥類を対象としている地域もある。

2 事業効果の発現状況

いずれの地域においても関係機関で構成される協議会を設置し、被害防止計画の達成に向けた取組を行っており、関係機関が一体となった推進体制が整備されている。

協議会は地域全体の総合的な被害防止対策を行っており、捕獲檻の導入、緩衝帯設置などによる環境整備、侵入防止柵の設置等の物理的な対策と、被害防止対策研修会や集落点検等の地域の防除に対する意識向上の両面の取組を実施している。県は専門的な知識を持った人材の育成や被害が増加傾向の集落指導、集落ぐるみで被害対策を行うモデル集落の設置、イノシシの捕獲実績の少ない集落の指導等を行い、各協議会の活動を支援している。

以上のような取組により、関係者の情報共有や意識統一が図られ、集落ぐるみの被害対策の普及や侵入防止柵の適切な設置と維持管理、捕獲強化等につながっていると考えられる。

3 被害防止計画の目標達成状況

イノシシによる農作物被害が依然として高い水準で推移しており、一部対策未実施地域での被害が発生し、目標を達成できなかった協議会がある一方。侵入防止柵の整備による被害防止対策と捕獲檻による捕獲強化対策を徹底したことで、被害金額及び被害面積を達成できた協議会があった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										被害金額			被害面積					
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率			
穴水町鳥獣被害防止対策協議会	穴水町内一円	R1	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、キツネ、アライグマ	侵入防止柵設置、捕獲檻購入、わな免許取得助成、被害対策研修会の開催、緊急捕獲活動	[R1] ・侵入防止柵設置 L=50,000m ・捕獲檻購入 19基 ・緊急捕獲活動 イノシシ 440頭	穴水町鳥獣被害防止対策協議会			穴水町鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、有害捕獲を行うとともに、侵入防止柵を整備し、捕獲員の育成・確保、わなによる捕獲活動、被害防止研修会等の実施により、総合的な被害防止対策に取り組み、地元農業者が主体的に被害防止活動を行えるよう体制整備を実施。侵入防止柵を3年間で82,500m整備したことから、平成30年度は、イノシシによる被害面積が1,159haであったが、令和3年度では、被害面積が0haとなり、侵入防止柵の整備が効果的となっている。	7,600	0	322%	8.0	0	323%	集落ぐるみでの被害対策の推進を行い、侵入防止柵の大規模な整備を実施したことで、イノシシによる農作物被害の減少に繋がった。更に、有害捕獲隊の拡充、捕獲体制整備を行ってきたことで、捕獲に関する知識や技術の向上が図られ、イノシシの捕獲が進んだことから個体数が減少し、令和3年度の有害捕獲数が94頭と大幅に減少した。	令和元年に猪被害が目立ち始め、令和2年には、かなりの猪捕獲が見られた。ところが石川県に豚熱が発生し、かなりの数で珠洲市以外全域で猪が減った事により、被害が減ったと見解する。現在ワクチンをまき続けた事により、少しずつ猪の出没と捕獲がみられる。この後、豚熱がおさまり、また増えてきた時に、農林の対策を緩みなく行う事が肝心だと思います。正確な対策結果は対策予算の継続にて変わると思っています。(鳥獣保護員 福岡 富士子)	被害農地への侵入防止柵の設置、市町や集落に対する被害防止対策研修の開催による捕獲技術の向上により、令和3年度は鳥獣による被害は確認されなかった。引き続き、イノシシを寄せ付けられない環境整備、防護柵の適正管理、個体数を減らすための捕獲の推進など、継続的な対策を進めていく。
		R2			[R2] ・侵入防止柵設置 L=25,000m ・捕獲檻購入 22基 ・緊急捕獲活動 イノシシ 760頭					13,155	1,330	310%	13.6	1.3	310%			
		R3			[R3] ・侵入防止柵設置 L=7,500m ・捕獲檻購入 22基 イノシシ用20基、クマ用2基 ・電気止め刺し器、クマ対策用品 ・緊急捕獲活動 イノシシ 94頭													
輪島市有害鳥獣対策協議会	輪島市内一円	R1	カラス、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ツキノワグマ、ニホンジカ	有害鳥獣捕獲、侵入防止柵設置、捕獲檻購入、被害防除研修会への参加	[R1年度] 有害鳥獣捕獲 1,683頭 侵入防止柵設置 L=22,641m	輪島市有害鳥獣対策協議会		これまでに、山間部を中心にイノシシによる水稲被害が発生していたため、電気柵の設置を進めていた。しかし、電気柵を設置していないほ場への侵入が多発していることから、引き続き電気柵を設置していないほ場への導入を行った。結果、電気柵を設置したほ場では被害を防ぐことができた。併せて、各集落で猟友会がイノシシの有害捕獲を進めた結果、R1～3年度で合計4,960頭を捕獲し、R3年度においては大きくイノシシ被害が減少した。今後も、輪島市有害鳥獣対策協議会の補助による檻補助や電気柵補助も活用し、有害捕獲及び電気柵の設置により被害減を目指したい。	13,155	1,330	310%	13.6	1.3	310%	目標値は達成できたが、侵入防止柵の未整備地区に被害が拡大している。よって、引き続き事業を継続していく必要がある。有害捕獲については、交付金での檻導入のほかに、捕獲強化の一環として市の単独事業である狩猟免許取得補助や捕獲檻購入の半額補助を行っており、狩猟者数や捕獲檻の設置数が毎年増加となっている。今後も農作物被害防止のため、生息数の減少を目指していきたい。	対象の鳥獣は山奥だけで無く民家近くの里山、農地周辺でも見かけられるようになってきている。電気柵だけでなく捕獲檻等での捕獲による生息数の減少の取組も行うべきである。市・猟友会など関係機関が連携して取り組み、対象鳥獣の個体数減少と農業被害減少に取り組みなければならぬ。(鳥獣保護員 山口 照雄)		
		R2			[R2年度] 有害鳥獣捕獲 2,932頭 侵入防止柵設置 L=19,710m				1,040	4,451	-11%	1.0	3.3	24%				
		R3			[R3年度] クマ用捕獲檻1基 有害鳥獣捕獲 345頭 侵入防止柵設置 L=16,680m													
白山野々市鳥獣被害防止対策協議会(再評価)	白山野々市	R3	クマ、サル、イノシシ、ニホンジカ、中獣類(アナグマ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ)、鳥類(カラス、カモ、サギ類、ムクドリ、ハト)	研修会の実施、サル群の動向調査、モンキードッグによる追い払い、大型囲いわな及び箱わなの購入、ジビエ利用の促進、電気柵等による被害防止対策の促進	大型囲いわな購入(1基) 電気止め刺し購入(1セット) クマ檻(1基) 小動物捕獲檻(2基) 捕獲ネット(1枚) トレイルカメラ(2台) 緊急捕獲活動(イノシシ32頭、サル57頭、シカ4頭)	白山野々市鳥獣被害防止対策協議会		イノシシ、サルによる水稲の被害が多発していたことから、猟友会が有害捕獲を行うとともに、集落の山際や田畑に侵入防止柵を設置するほか、進入路となる場所に箱わなを設置。サル群の動向調査を基に地域住民やモンキードッグによる追い払いを行いつつ銃器・箱わなで捕獲しているほか、次年度の農作物被害を減少させるため大型囲いわなを9～11月に設置。これらの取組によりH29年度と比較するとイノシシの有害捕獲約93.7%減少、サルの有害捕獲約29.6%減少した。R3年度において捕獲数は減少したものの農作物被害額はH29年度とほぼ同額である。	1,040	4,451	-11%	1.0	3.3	24%	イノシシについては、農作物被害がH29年度と比べ少し増加しており、原因としては侵入防止柵の未整備箇所被害が発生した。サルについては、農作物被害がH29年度と比べ減少しており、群の動向調査を基に地域住民やモンキードッグによる追い払いや、猟友会による銃器での巡回捕獲、箱わな・大型囲いわなでの捕獲、侵入防止柵設置の推進を実施したことによるものと思われる。クマ・シカによる林業被害が増加傾向にある。	イノシシについては、今後も継続して侵入防止柵設置の推進や猟友会による捕獲活動に取り組む。サルについては、生息数の増加や生息区域の拡大傾向にあるため、今後も継続して群の動向調査をもとに地域住民や猟友会による箱わなや銃器による巡回捕獲を実施する。また、大型囲いわなを活用した捕獲活動の強化に取り組んでいきたい。(鳥獣保護員 西田 利政)	イノシシによる被害は減少傾向にあるものの、クマ、ニホンジカによる林業被害が増加傾向にある。また、本協議会ではサルによる農作物被害も発生しているため、対策として大型囲いわなやモンキードッグによる追い払いなどを行ってきた。引き続き、被害が発生している地域において、集落点検の実施や捕獲隊の確保など捕獲対策の強化をする必要がある。	

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

イノシシによる農作物被害は、計画的な侵入防止柵の整備と適切な維持管理、効率的な捕獲の実施により、減少している地域があるものの、対策の実施に伴い、侵入防止柵の設置が進んでいない地域での被害が発生している。全県的に、被害が増加している集落で侵入防止柵の設置を進めるとともに、侵入防止柵と捕獲檻の実効性を高めるため被害集落での集落点検等の実施を継続する必要がある。また、被害対策の専門知識と技術を持ち、地域に即した継続的な指導体制が維持できる人材育成を強化する。